

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>（育児短時間勤務をしている職員等の勤務時間、休暇等）</p> <p>第 31 条 （略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 育児短時間勤務職員等の休暇の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(9) 子の看護<u>等</u>休暇</p> <p>(10)～(12) （略）</p> <p>10～14 （略）</p> <p>15 育児短時間勤務職員等の療養休暇、生理休暇、忌引休暇、ボランティア休暇、子の看護<u>等</u>休暇、介護休暇及び特別休暇については、期間の定めのない職員の例による。</p> <p>16～22 （略）</p>	<p>（育児短時間勤務をしている職員等の勤務時間、休暇等）</p> <p>第 31 条 （略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 育児短時間勤務職員等の休暇の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(9) 子の看護休暇</p> <p>(10)～(12) （略）</p> <p>10～14 （略）</p> <p>15 育児短時間勤務職員等の療養休暇、生理休暇、忌引休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇、介護休暇及び特別休暇については、期間の定めのない職員の例による。</p> <p>16～22 （略）</p>	<p>・「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」とする改正</p>
<p>（育児を行う職員の時間外勤務の制限）</p> <p>第 42 条 所属長は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間を超える勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>2～12 （略）</p>	<p>（育児を行う職員の時間外勤務の制限）</p> <p>第 42 条 所属長は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間を超える勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>2～12 （略）</p>	<p>・育児を行う職員の時間外勤務免除の対象となる子の年齢の拡大に係る改正</p>
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する</u></p>		